

第5章 優生保護法から母体保護法へ—平成8年改正以降—

I 改正の背景

1 障害者施策の進展と厚生省内の検討

国連は昭和56(1981)年を「国際障害者年」と定め、昭和58(1983)年には「国連障害者の十年」を開始した。我が国においても昭和57年に「障害者対策に関する長期計画」が策定された。この間、ノーマライゼーションの理念の浸透が図られ、障害者施策が進められてきた。

さらに、「国連障害者の十年」に引き続き、平成5(1993)年からは「アジア太平洋障害者の十年」の取組が始まり、我が国においても「障害者対策に関する新長期計画」が策定された。

このような障害者施策の節目の時期を迎え、平成5年、心身障害者対策基本法の改正により、障害者基本法が制定された¹。同法においては、精神障害者が障害者基本法の対象であることが明確に規定され、障害者の自立と社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動への参加を促進することが目的とされた。

さらに、平成7年には精神保健法が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に改められ²、目的、責務規定等に「自立と社会経済活動への参加の促進」が盛り込まれ、精神障害に関する正しい知識の普及等も追加された。

そして、平成7年12月には、平成8年度から新長期計画の最終年度となる平成14年度までの「障害者プラン～ノーマライゼーション7か年戦略～」が策定され、地域で共に生活するための精神障害者の社会復帰・福祉施策の充実、心のバリアを除くための精神障害者についての社会的な誤解や偏見の是正、障害者に対する偏見や差別を助長させるような用語・資格制度における欠格条項の見直し等が盛り込まれた。

このような障害者施策の進展を背景に、障害者団体を中心に優生保護法の「優生」という用語や目的規定、強制手術の規定は障害者に対する差別であるとの認識が広まっていった。

一方、遅くとも昭和58年以降、厚生省内でも「優生上の見地から不良な子孫の出生を防止する」という目的規定や優生手術の必要性、強制手術の人権上の問題点等について疑義が呈され、法改正も視野に入れた検討がたびたび行われたが、優生保護法が議員立法で成立し、議員立法で改正されてきた経緯や、人工妊娠中絶の問題については国民の間で多様な意見があり、その議論の推移を見る必要があること等を理由に法改正に踏み切ることはなかった。

昭和58年2月の厚生省内部資料「『不良な子孫』の定義について」は、優生保護法第1条の「不良」とは医学的用語で「疾患である」と同義であるとし、「当局としても、この『不良な子孫』という用語が時代遅れであるという批判があることは十分承知している」が、「現段階において優生手術に関連した運用上の問題点が存在せず、従ってこの点に関する法改正については考えていない」と記している³。この時期は優生保護法改正をめぐって大激論が交わされて

¹ 心身障害者対策基本法の一部を改正する法律(平成5年法律第94号)により題名改正

² 精神保健法の一部を改正する法律(平成7年法律第94号)により題名改正

³ 「『不良な子孫』の定義について」(昭和58年2月15日)(厚生労働省「旧優生保護法関係資料の保管状況調査

いた時期である。この時の活動は女性団体が中心であったが、昭和40年代の優生保護法改正をめぐる運動を経て、青い芝の会や「精神病」者集団等の障害当事者団体は、「不良な子孫」として障害者を排除しようとする優生保護法そのものの撤廃を強く求めていた。

次いで、昭和61年10月の「優生保護法の改正について（清水案）」では、指摘されている主な問題点として、「優生上の見地から不良な子孫の出生を防止する」とする優生保護法の目的、優生手術の必要性等を挙げている⁴。また、昭和63年には後天性免疫不全症候群予防法案の提出に際し、村上正邦参議院議員から優生保護法の改正と取扱いについて指摘がなされたことを受け、厚生省精神保健課として、優生保護法改正について準備することとし⁵、同年8月4日付けの検討ペーパーでは、法の目的、優生手術、人工妊娠中絶、優生保護相談所に係る検討事項として優生思想の排除等を挙げている⁶。この検討には厚生省母子衛生課も加わり⁷、昭和63年9月には勉強会用の試論が作成され、そこでは優生保護法を廃止し、新たに人工妊娠中絶及び不妊手術に関する法律とすること等が検討されたが⁸、法案の提出には至らなかった。

平成5年には、視覚障害をもつ堀利和参議院議員から「障害者の健全子宮摘出問題に関する質問主意書」⁹が提出され、優生保護法第1条の「優生上の見地から不良な子孫の出生を防止する」は、極めて差別的な意味を含んでおり、世界でもこの種の法律がある国はまれであるとして「優生保護法の廃止若しくは大幅改正を検討する考えはないか」と問われたのに対し、政府は、「優生保護法（昭和23年法律第156号）の取扱いに関しては、今後とも、慎重に検討してまいりたい」との答弁を閣議決定している¹⁰。

2 国連国際人口開発会議における問題提起

優生保護法改正の動きを一気に加速させたのが、平成6（1994）年にエジプトのカイロで開催された国連国際人口開発会議における安積遊歩氏の問題提起であった。リプロダクティブ・ヘルス／ライツがテーマとなった国連国際人口開発会議のNGO（非政府組織）フォーラムにおいて、障害をもつ安積氏が、本人の同意なく子宮を摘出された友人の事例を告発し、日本に今

の結果について」（平成30年9月6日）【厚生労働省の保管する資料】5.旧優生保護法の改正等に係る内部検討資料⑤-6, pp.149-150.)

⁴ 「優生保護法の改正について（清水案）」（昭和61年10月5日）（厚生労働省「旧優生保護法関係資料の保管状況調査の結果について」（平成30年9月6日）【厚生労働省の保管する資料】5.旧優生保護法の改正等に係る内部検討資料⑤-7, pp.151-154.)

⁵ 「優生保護法の改正について」（昭和63年8月15日）（厚生労働省「旧優生保護法関係資料の保管状況調査の結果について」（平成30年9月6日）【厚生労働省の保管する資料】5.旧優生保護法の改正等に係る内部検討資料⑤-9, p.160.)

⁶ 「優生保護法の条文ごとの要検討事項一覧表」（昭和63年8月4日）（厚生労働省「旧優生保護法関係資料の保管状況調査の結果について」（平成30年9月6日）【厚生労働省の保管する資料】5.旧優生保護法の改正等に係る内部検討資料⑤-8, pp.155-159.)

⁷ 「優生保護法の改正について」（昭和63年8月15日）、「優生保護法をめぐる問題点」（昭和63年8月16日）、「優生保護法改正問題について（試論）」（昭和63年9月6日）（厚生労働省「旧優生保護法関係資料の保管状況調査の結果について」（平成30年9月6日）【厚生労働省の保管する資料】5.旧優生保護法の改正等に係る内部検討資料⑤-9～⑤-11, pp.160-174.)

⁸ 「優生保護法改正問題について（試論）」（昭和63年9月6日）、「優生保護法について」（平成元年3月3日）（厚生労働省「旧優生保護法関係資料の保管状況調査の結果について」（平成30年9月6日）【厚生労働省の保管する資料】5.旧優生保護法の改正等に係る内部検討資料⑤-11, ⑤-12, pp.163-181.)

⁹ 障害者の健全子宮摘出問題に関する質問主意書（参質126第17号、平5.6.17）（堀利和君提出）

¹⁰ 障害者の健全子宮摘出問題に関する質問に対する答弁書（内閣参質126第17号、平5.7.13）

なお優生上の見地から不良な子孫の出生を防止する優生保護法が存在し、障害をもつ女性の人権が侵害されている実態を訴え¹¹、国際的にも大きな反響を呼んだ。

これを受けて、平成7年2月、DPI（障害者インターナショナル）女性障害者ネットワークは、厚生大臣に「優生保護法、刑法堕胎罪の撤廃を求める要望書」を提出し、病気以外の理由による子宮摘出手術を直ちに止めさせ、優生保護法及び刑法堕胎罪を撤廃すること、女性たち、特に女性障害者たちの声に基づく、リプロダクティブ・ヘルス/ライツを守り、確立する新たな法律の制定等を求めた¹²。

一方、同年2月、日本母性保護産婦人科医会の優生保護法検討委員会は、優生保護法に関し同法の適正な運営と実施の推進をしている産婦人科医師として専門的な立場から検討を行い、その検討結果を日本母性保護産婦人科医会に答申した¹³。同答申は、優生手術を不妊手術に改めるとともに、遺伝性精神病質等を有している者に対する手術の部分を削除することを提言した。なお、同答申では、人工妊娠中絶における「経済的理由」の見直しや「胎児適応の新設」、「減数手術」についても検討が行われたが、両論併記となるなど結論は出なかった。

また、同年4月には、全国精神障害者家族会連合会が「優生保護法の見直しについての要望書」を取りまとめ、法律の題名から「優生」を削ること、法律の目的の「優生上の見地から不良な子孫の出生を防止する」を削ること、強制的な優生手術の規定を廃止すること、「優生手術」の名称から「優生」の文字を削ること、同意による優生手術及び人工妊娠中絶の要件から精神病を除くことを要望した¹⁴。

さらに、同年12月、各界女性有志から厚生大臣へ「カイロの『国際人口・開発会議』ならびに北京の『第4回女性会議』のフォローアップに関する要望」が提出され、優生保護法・堕胎罪の撤廃と女性健康保障法（仮称）の制定等が要望された¹⁵。平成8年1月には、日本障害者協議会から厚生大臣へ「優生保護法の見直しについての要望書」が提出され、法の題名から「優生」を削ること、法律の目的から「優生上の見地から不良な子孫の出生を防止する」を削ること、「優生手術」の名称から優生の文字を削り、不妊手術などの言葉を使うこと、強制的な優生手術の規定の廃止、医師の認定による優生手術及び人工妊娠中絶の要件から障害者等である

¹¹ 『毎日新聞』1994.9.6、『朝日新聞』1994.9.13

¹² DPI（障害者インターナショナル）女性障害者ネットワーク「優生保護法、刑法堕胎罪の撤廃を求める要望書」（1995年2月18日）（厚生労働省「旧優生保護法関係資料の保管状況調査の結果について」（平成30年9月6日）【厚生労働省の保管する資料】6.その他の資料⑥-53, pp.712-713.）

¹³ 「日本母性保護産婦人科医会に対する答申（優生保護法検討委員会）」（平成7年2月14日）（厚生労働省「旧優生保護法関係資料の保管状況調査の結果について」（平成30年9月6日）【厚生労働省の保管する資料】6.その他の資料⑥-52, pp.707-711.）、優生保護法検討委員会「〔日本母性保護産婦人科医会に対する〕答申」（松原洋子編『編集復刻版 優生保護法関係資料集成 第6巻』六花出版, 2020, pp.225-229.）

¹⁴ 全国精神障害者家族会連合会「優生保護法の見直しについての要望書」（平成7年4月27日）（厚生労働省「旧優生保護法関係資料の保管状況調査の結果について」（平成30年9月6日）【厚生労働省の保管する資料】6.その他の資料⑥-54, p.714.）、滝沢武久「福祉法制度改正とソーシャルアクション—優生保護法改正のプロセス分析—」日本社会事業大学『社会事業研究所年報』35号, 1999, pp.133-134.、森岡正博「優生保護法改正をめぐる生命倫理」『日本研究：国際日本文化研究センター紀要』第16集, 1997.6, pp.214-215.

¹⁵ 各界女性有志代表（芦野由利子、大橋由香子、岡崎トミ子、堂本暁子、中村早苗、原ひろ子）「カイロの『国際人口・開発会議』ならびに北京の『第4回女性会議』のフォローアップに関する要望」（1995年12月13日）（厚生労働省「旧優生保護法関係資料の保管状況調査の結果について」（平成30年9月6日）【厚生労働省の保管する資料】6.その他の資料⑥-79, p.1060.）

ことによる要件を削除すること等が要望された¹⁶。また、同じく平成8年1月には、日本脳性マヒ者協会全国青い芝の会総連合会が、厚生省に「『優生保護法』完全撤廃を求める要望書」を提出し、優生保護法と刑法堕胎罪の同時撤廃、人工妊娠中絶及び不妊手術などに関する新たな立法等を求めている¹⁷。

平成8年3月には、優生思想を問うネットワークが、優生保護法の完全撤廃と女性の自由意志による人工妊娠中絶及び不妊手術に関する法律の制定を求めて「『優生保護法』完全撤廃を求める要望書」を厚生大臣に提出し¹⁸、DPI（障害者インターナショナル）女性障害者ネットワーク及び女（わたし）のからだから'82優生保護法改悪阻止連絡会が、優生保護法、刑法堕胎罪を直ちに撤廃し、女性たちの声に基づく、リプロダクティブ・ヘルス／ライツを守り、確立する新たな法律を制定すること等を求める「要望書—私たちは優生保護法と刑法堕胎罪の撤廃を訴えます—」を提出した¹⁹。

3 らい予防法の廃止に関する法律の成立

優生保護法の見直しに先立ち、平成8年4月1日、らい予防法が廃止され、同時に優生保護法における優生手術及び人工妊娠中絶手術の適用の対象かららい疾患に係る規定が削除された。

ハンセン病に関しては、明治40年の癩予防ニ関スル件により放浪患者等をハンセン病療養所に収容することが定められて以降、次第に強制隔離の性格を強め、昭和に入り無癩県運動や昭和6年の癩予防法に基づく強制隔離による癩根絶策を進めていった。さらに、1940年代にアメリカでプロミンによる治療効果が報告され、我が国でも戦後間もなくこれによる治療が始まり、ハンセン病は感染力が弱く、治癒が可能な病気であることが認識されるようになっていたにもかかわらず、昭和28年にらい予防法が制定され（昭和28年法律第214号）、隔離政策を基本とする政策が継続された。同年8月1日、同法案の採決に際し、参議院厚生委員会は、入所患者の自由権を保護すること、外出の制限、秩序の維持に関する規定について適正慎重を期すること、強制診断、強制入所の措置については人権尊重の建前に基づきその運用に万全の留意をなすこと等9項目の附帯決議を行い、その最後に「近き将来本法の改正を期する」と議決したが²⁰、改正に向けた具体的検討が行われることはなかった。その後昭和30年代には運用上弾力的な取扱いがなされるようになったものの、法律なしに療養所の入所者への医療や福祉の

¹⁶ 日本障害者協議会「優生保護法の見直しについての要望書」（平成8年1月12日）（厚生労働省「旧優生保護法関係資料の保管状況調査の結果について」（平成30年9月6日）【厚生労働省の保管する資料】6.その他の資料⑥-74, p.999.）

¹⁷ 日本脳性マヒ者協会全国青い芝の会総連合会「『優生保護法』完全撤廃を求める要望書」（1996年1月26日）（厚生労働省「旧優生保護法関係資料の保管状況調査の結果について」（平成30年9月6日）【厚生労働省の保管する資料】6.その他の資料⑥-75, p.1000.）

¹⁸ 優生思想を問うネットワーク「『優生保護法』完全撤廃を求める要望書」（1996年3月15日）（厚生労働省「旧優生保護法関係資料の保管状況調査の結果について」（平成30年9月6日）【厚生労働省の保管する資料】6.その他の資料⑥-80, pp.1073-1074.）

¹⁹ DPI（障害者インターナショナル）女性障害者ネットワーク・女（わたし）のからだから'82優生保護法改悪阻止連絡会「要望書—私たちは優生保護法と刑法堕胎罪の撤廃を訴えます—」（1996年3月21日）（厚生労働省「旧優生保護法関係資料の保管状況調査の結果について」（平成30年9月6日）【厚生労働省の保管する資料】6.その他の資料⑥-81, pp.1075-1076.）

²⁰ 第16回国会参議院厚生委員会会議録第26号, 昭28.8.1, p.9.

措置を維持しうるかという懸念もあり、法改正は行われなかった。

平成7年4月、日本らい学会が反省とらい予防法の廃止を表明し、5月には厚生省から委託を受けたハンセン病予防事業対策調査検討会が中間報告を取りまとめ、らい予防法の廃止を視野に置いた根本的見直しに向けた早急な検討を求めるとともに、療養所入所者の生活の保障に特段の配慮を求めた。これを受け、同年7月、厚生省に「らい予防法見直し検討会」が設置され、同年12月に報告書が取りまとめられた。同報告書は、療養所の入所者に対する医療及び福祉の措置の継続のための法的な整備を条件に、らい予防法の一刻も早い廃止と、90年近くに渡る隔離を主体とした「らい予防行政」の終止符を強く求めるとともに、優生保護法について、過去において優生手術を受けたことにより、入所者が多大なる身体的・精神的苦痛を受けたことは遺憾であり、また、優生保護法上の「らい（癩）患者（疾患）」の取扱いは医学的根拠を欠いていることから、この取扱いについては同時に見直されるべきであるとした²¹。

平成8年1月18日、菅直人厚生大臣は、全国ハンセン病患者協議会の代表に対し、隔離政策を基本とするらい予防法の見直しが遅れ、同法が残ったことにより患者や家族に大変な苦勞をかけ、優生手術などで多大な身体的、精神的な痛みを与えたこと等について、国として初めて謝罪した²²。

次いで同年2月9日、厚生省は、らい予防法を廃止すると同時に、国立ハンセン療養所で長年生活してきた入所者の置かれている特別の状況に鑑み、法の廃止後も引き続き療養所入所者に対する医療及び福祉の処遇の維持継続を図ることを2本柱とする「らい予防法の廃止に関する法律案」を第136回国会に提出した。また、同法案の附則において優生保護法を改正し、優生手術及び人工妊娠中絶の要件のうちらい疾患に係る規定を削ることとした。

同法案は、同年3月25日に衆議院厚生委員会で趣旨説明、質疑、採決が行われ、同月26日に衆議院本会議で可決され、同日参議院厚生委員会で趣旨説明、質疑、採決が行われた。そして、同月27日の参議院本会議で可決、成立した。こうして、らい予防法の廃止に関する法律（平成8年法律第28号）は、同年3月31日に公布され、同年4月1日に施行された。

同法案の衆参両院の厚生委員会における趣旨説明において、菅厚生大臣は、これまで「らい予防法の抜本的な見直しには至らず、その見直しが遅れたこと、また、旧来の疾病像を反映したらい予防法が現に存在し続けたことが、結果としてハンセン病患者、その家族の方々の尊厳を傷つけ、多くの苦しみを与えてきたこと、さらに、かつて感染防止の観点から優生手術を受けた患者の方々が多大なる身体的・精神的苦痛を受けたことは、まことに遺憾とするところであり、行政としても陳謝の念と深い反省の意を表する次第であります」と述べ、謝罪した。

同法案の審議に際し、優生保護法の優生の思想自体を削除する必要性を問われ、菅厚生大臣は、「優生保護法の基本的な考え方の中に、『優生上の見地から不良な子孫の出生を防止する』という法律の目的が規定されており、「こうした考え方が、少なくとも人権というものをきちんと重要視するという考え方からいえば、相当に矛盾した考え方だろうというふうには私自身認識をいたしております。そういう点で、どういった扱いができるかということ、この法

²¹ 大谷藤郎『らい予防法廃止の歴史—愛は打ち克ち城壁崩れ陥ちぬ—』勁草書房、1996、pp.344-347, 352-358, 368-379.

²² 『朝日新聞』夕刊、1994.1.18、大谷藤郎『らい予防法廃止の歴史—愛は打ち克ち城壁崩れ陥ちぬ—』勁草書房、1996、pp.394-395.

律に関連するいろいろな議論が他の部分でもあることは御承知のとおりでありますので、法律について今すぐ私の立場でどうすべき、あるいはどうこうとは言えませんが、少なくとも、この『優生上の見地から』云々という考え方については、今後どう考えるべきかということ、私なりにあるいは厚生省の中でも、どういう扱いがあり得るのかということは検討をさせてみたい」と答弁した。さらに、差別、偏見のない社会づくりに向けた決意を問われる中で、「優生保護法といったもののそういった部分の規定についての見直しということもやらなければなりません」と答弁している²³。

II 法案提出の経緯及び審議の経過

1 自民党社会部会及び厚生省における検討

受胎調節実地指導員に関する特例措置の延長に係る優生保護法改正を控えた平成7年4月、先述のとおり、全国精神障害者家族会連合会から優生保護法の「優生」に係る部分の削除等を求める「優性保護法の見直しについての要望書」が提出された²⁴。厚生省の内部検討資料によれば、同年5月に優生保護法を改正する議員立法が提出された際、同連合会からの要望もあり、自民党社会部会長であった衛藤晟一衆議院議員から、第1条の「不良な子孫の出生の防止」の字句だけでも削れないかとの検討要請が厚生省にあったが、厚生省は、議論が波及拡大するおそれがあるため今回の改正は難しい旨説明し、衛藤議員は、社会部会においてこの問題は別途の取扱いとし、改めて社会部会で検討したい旨発言し、了承を得たとされている²⁵。同時に、自民党社会部会は法改正について厚生省に検討を指示するとともに、関係団体からヒアリングを行うなど、見直しに向けた検討を開始した。

見直しに際し、厚生省は、「優生保護法については、優生思想に基づく諸規定など改正すべき点があることは事実であるが、中絶については、国民的に意見が分かれている問題であり、行政府が主導して議論を開始することは混乱を生む」との立場から、「政治主導の議論に対し、厚生省は事務的な整理を行うもの」²⁶であり、「基本的に、役所主導ではなく、政党主導の案件」で、「改正については、議員立法とすることが適当」²⁷として、改正とは一定の距離を置く姿勢を示した。このため、法案提出を間近に控えた平成8年5月の段階においても、厚生省保健医療局精神保健課長が優生保護法について、優生思想の法目的や障害者を差別する規定は見直すべきとの認識を示しつつも、「関係の方々は今鋭意勉強をし、そして御意見を聞きながらまた

²³ 第136回国会衆議院厚生委員会議録第6号、平8.3.25、p.21.

²⁴ 全国精神障害者家族会連合会「優性保護法の見直しについての要望書」（平成7年4月27日）（厚生労働省「旧優生保護法関係資料の保管状況調査の結果について」（平成30年9月6日）【厚生労働省の保管する資料】6.その他の資料⑥-54、p.714.）

²⁵ 「優生保護法の改正問題について」（8月1日）（厚生労働省「旧優生保護法関係資料の保管状況調査の結果について」（平成30年9月6日）【厚生労働省の保管する資料】5.旧優生保護法の改正等に係る内部検討資料⑤-14、p.190.）

²⁶ 「優生保護法の改正問題への対応について」（10月20日）（厚生労働省「旧優生保護法関係資料の保管状況調査の結果について」（平成30年9月6日）【厚生労働省の保管する資料】5.旧優生保護法の改正等に係る内部検討資料⑤-31、p.269.）

²⁷ 「優生保護法の改正問題について」（8月1日）p.3.（厚生労働省「旧優生保護法関係資料の保管状況調査の結果について」（平成30年9月6日）【厚生労働省の保管する資料】5.旧優生保護法の改正等に係る内部検討資料⑤-14、p.190.）

国民の御意見も聞きながら、具体的にどういう形でやればいいのか、模索をしているという段階」と答弁している²⁸。

厚生省の内部検討資料によれば、厚生省は、優生思想に係る規定を削除する改正を検討するとした場合、第1条の「不良な子孫の出生の防止」の字句や第4条の本人の同意を要件としない優生手術の規定の削除については異論は想定されないとしつつも、法律の題名や本人の同意を要件とする優生手術の改正内容等について、いくつかの選択肢が検討された²⁹。

例えば、法律の題名案については、法の目的から「不良な子孫の出生の防止」を削ると「母性の生命健康を保護すること」が残ること、第3章の章名が「母性保護」であることから「母性保護法」とする案が示された一方で、規定内容を端的に表現するものとして「不妊手術及び人工妊娠中絶の要件等に関する法律」とする案も示されたが、前者については不妊手術、中絶、受胎調節指導の法律の題名としてはやや広すぎることで、後者については不妊手術や人工妊娠中絶そのものを法律名とするため印象が良くないことや中絶等を許容する法目的を表現することができないことが論点として挙げられている³⁰。また、第3条の本人の同意を要件とする優生手術については、①1号（本人・配偶者の遺伝性疾患等）、2号（近親者の遺伝性疾患等）、3号（らい疾患）は削除し、4号（妊娠・分娩が母体の生命の危険）、5号（数人の子を有し、分娩ごとに母体の健康を著しく害する）の要件は残す案、②第3条を全て削除するとともに、第28条（生殖を不能とする手術の禁止）も削除する（不妊手術については個々人の考え方と医学的判断に任せて法的関与はしないこととする）案、③1～5号の各号列記を全て削除する（術式の制限や本人及び配偶者の同意の要件は残す）案が検討された。①については、現行よりも要件が狭くなり、不妊手術は本来的に自由な行為であるべきという論者からは不十分な改正であるとの批判がありうる、②については、障害者に対する子宮摘出などの術式も可能となり、性転換手術なども可能となることに異論がありうる、③については、現行よりも要件が拡大することについて、不妊手術そのものに反対する考え方の人々からは異論がありうる等の論点が示されている³¹。

²⁸ 第136回国会参議院外務委員会会議録第11号、平8.5.16, pp.17-18.

²⁹ 「優生保護法を改正するとした場合に生じる論点」（10月30日）（厚生労働省「旧優生保護法関係資料の保管状況調査の結果について」（平成30年9月6日）【厚生労働省の保管する資料】5.旧優生保護法の改正等に係る内部検討資料⑤-28, pp.257-258.）

³⁰ 「優生保護法を改正するとした場合の想定しうる改正案及びその論点」（10月23日）p.1.（厚生労働省「旧優生保護法関係資料の保管状況調査の結果について」（平成30年9月6日）【厚生労働省の保管する資料】5.旧優生保護法の改正等に係る内部検討資料⑤-30, p.265.）。法律の題名案についてはこれらのほか、「人工妊娠中絶の要件等に関する法律」、「不妊手術（の手術）等に関する法律」、「受胎調節に関する法律」、「妊娠又は分娩による健康被害の防止に関する法律」、「妊娠又は分娩に係る生命健康の保護に関する法律」、「妊娠又は分娩の調節に関する法律」、「母性の生命健康の保護に関する法律」、「人工妊娠中絶及び不妊手術に関する法律」、「人工妊娠中絶及び不妊手術の制限に関する法律」、「人工妊娠中絶及び不妊手術の適正化に関する法律」、「人工妊娠中絶及び不妊手術の実施に関する法律」、「人工妊娠中絶等による母性の生命健康の保護に関する法律」が挙げられている。「優生保護法の改正問題について」（8月1日）p.1、「優生保護法の一部を改正する法律による改正後の法律の題名について」、「優生保護法の法律名の改正案」（厚生労働省「旧優生保護法関係資料の保管状況調査の結果について」（平成30年9月6日）【厚生労働省の保管する資料】5.旧優生保護法の改正等に係る内部検討資料⑤-14, ⑤-34, ⑤-35, pp.190, 273, 274.）

³¹ 「優生保護法の改正問題について」（8月1日）p.2、「優生保護法を改正するとした場合に生じる論点」（10月30日）、「優生保護法を改正するとした場合の想定しうる改正案及びその論点」（10月23日）p.2、「本人の同意による優生手術の選択肢の比較」（厚生労働省「旧優生保護法関係資料の保管状況調査の結果について」（平成30年9月6日）【厚生労働省の保管する資料】5.旧優生保護法の改正等に係る内部検討資料⑤-14, ⑤-28, ⑤-30, ⑤-

こうした検討を経て、優生思想に基づく規定の見直しのみを行い、その他の内容には極力手をつけず方向のもと、法律の題名を「母性保護法」に改めるとともに、本人の同意を要する第3条の不妊手術の要件から優生条項のみを削除する①案が具体化されていった。

平成8年5月15日、自民党社会部会幹事会で優生保護法改正問題が取り上げられたが、法案を提出するかどうか意見がまとまらず、この日は結論が出ないまま散会となった³²。社会部会では優生保護法に内在する様々な問題について議論があり、全面的に見直してはどうかとの意見も一部にはあったが、そうなるべく広く女性の健康問題、生命倫理、経済的価値観の問題、あるいは宗教的な問題、非常に大きな問題に拡散するおそれがあり、過去の例のように大論争となって優生思想に係る部分の改正さえもできなくなる可能性があることから、今回はあえて優生思想部分のみの削除にとどめ、妊娠中絶や女性の健康の問題については改めて議論しようということでもとまり³³、同年5月29日の社会部会において優生保護法を「母性保護法」に改める改正案要綱が了承された³⁴。

この点について、自民党社会部会長に対する法改正後のインタビューでは、「中絶の問題に触れると果してない論争になってしまうので、だれでもが共通している障害者問題のみを修正する事にした」、「改正までにやはり色々な動きがあつて途中駄目かなと思うときも」あったが「何とか改正できたのは野党の人も、これだけでも削除しなければと、協力してくれたから」で、「政府提出の閣法で出来ないかは早くから困難だと思って」おり、「多少批判が有るかもしれないけれど止むを得ないと思った」、「ともかく議論が多いものは政府が纏めきれないので議員立法に馴染む」として、「政治判断」であった旨述べられている³⁵。

2 母性保護法から母体保護法へ

優生保護法を母性保護法に改める改正案は、当時の自社さ政権の下で、平成8年6月4日、自民党総務会を経て与党厚生調整会議に提案されたが、社民党、新党さきがけから異論が出て再度協議されることとなった³⁶。社民党は、法律の題名を「母性保護法」から「不妊手術、人工妊娠中絶等に関する法律」に改め、不妊手術及び人工妊娠中絶手術に際しての配偶者の同意要件を削除し、検討規定を付すとともに、母性保護相談所の名称を女性の健康相談所に変更する修正事項を作成し³⁷、新党さきがけ女性局も修正要求事項として法案の題名の変更、配偶者の

33, pp.191, 257-258, 266, 272.)

³² 清水澄子事務所「優生保護法問題のこれまでの経過」(1996.6.12) (『編集復刻版 優生保護法関係資料集成 第2期 市民運動編 第8巻』六花出版, 2021, p.285.)

³³ 厚生省公衆衛生審議会優生保護部会(平成8年6月25日)における同省精神保健課長の発言。「公衆衛生審議会優生保護部会議事録」(平成8年6月25日) pp.11, 14。(厚生労働省「旧優生保護法関係資料の保管状況調査の結果について」(平成30年9月6日)【厚生労働省の保管する資料】3.中央優生保護審査会又は公衆衛生審議会優生保護部会に関する資料③-12, pp.115, 118.)、『朝日新聞』夕刊, 1996.5.29

³⁴ 『朝日新聞』夕刊, 1996.5.29

³⁵ 滝沢武久「福祉法制度改正とソーシャルアクション—優生保護法改正のプロセス分析—」『日本社会事業大学社会事業研究所年報』35号, 1999, p.137.

³⁶ 『毎日新聞』1996.6.5

³⁷ 清水澄子事務所「優生保護法問題のこれまでの経過」(1996.6.12)、「『優生保護法の一部を改正する法律案要綱』(自民党案)に対する社民党修正事項(案)」(『編集復刻版 優生保護法関係資料集成 第2期 市民運動編 第8巻』六花出版, 2021, pp.285, 287.)

同意要件削除等を掲げた³⁸。また、自民党の森山真弓、社民党の清水澄子、新党さきがけの堂本暁子各参議院議員らの女性議員を中心とする超党派の国会議員から、母性保護法という法律の題名に反対し、「不妊手術又は人工妊娠中絶に関する法律」又は「妊娠に係る健康等に関する法律」とすること等を内容とする要望書が提出された³⁹。

法律の題名を「母性保護法」とすることに対しては、女性団体等からも強い反対が表明された。女（わたし）のからだから'82 優生保護法改悪阻止連絡会は、「母性保護法」という名称は女性への差別を助長し、リプロダクティブ・ヘルス/ライツという世界の流れに逆行するとして、新たに「避妊、不妊手術および人工妊娠中絶に関する法律（案）」の検討を求める意見書を取りまとめ⁴⁰、DPI（障害者インターナショナル）日本会議及びDPI女性障害者ネットワークは、「産む、産まない」の自己決定権が守られる社会を望む意味でも、法の名称が「母性保護法」となることに断固反対する、法の名称は「人工妊娠中絶および不妊手術に関する法律」とすべきとの要望書を厚生大臣に提出するなど⁴¹活発な活動が展開され、超党派の女性議員等と女性団体等による「優生保護法」改正を考えるネットワークも結成された⁴²。一方、日本障害者協議会や全国精神障害者家族連合会は、要望書、緊急要望書等を相次いで提出し、改正案の早期成立を国会議員に要請し⁴³、青い芝の会も、審議未了になり現行の「優生保護法」が存続し続けることは障害者の立場にとっては絶対に避けたいとして、法案の名称にこだわらず会期中の優生保護法改正の成立を要望した⁴⁴。

同月10日には、「優生保護法は、遺伝性疾患や心身障害を有する人に対する明らかな差別法であることに鑑み、障害者から強く改正が要請されている。このため、今回の改正においては、優生上の見地から不良な子孫の出生を防止するという規定の削除のみを行うこととした。しかしながら、女性の健康や生命の尊重など検討すべき課題が多いことから、総合的な検討を早急に行い、その結果に基づき抜本的な見直しを行うこととする」とする「優生保護法の一部を改正する法律案について」（与党厚生調整会議及び与党福祉 PT 三座長試案）が示され、①法案の題名については「母性保護法」又は「母性の生命健康の保護に関する法律」とする、②不妊手術、人工妊娠中絶についての配偶者の同意の廃止については今後の検討課題とする、③優生

³⁸ 新党さきがけ女性局「『優生保護法の一部を改正する法律案』についての勉強会」（1996年6月7日）（『編集復刻版 優生保護法関係資料集成 第2期 市民運動編 第8巻』六花出版, 2021, p.274.）

³⁹ 「『優生保護法改正案』についての要望書」（1996年6月13日）（『編集復刻版 優生保護法関係資料集成 第2期 市民運動編 第8巻』六花出版, 2021, p.288.）、『朝日新聞』1996.6.13、『毎日新聞』1996.6.13

⁴⁰ 女（わたし）のからだから'82 優生保護法改悪阻止連絡会「優生保護法の見直しに関する意見書」（1996年6月5日）（厚生労働省「旧優生保護法関係資料の保管状況調査の結果について」（平成30年9月6日）【厚生労働省の保管する資料】6.その他の資料⑥-91, pp.1129-1131.）

⁴¹ DPI（障害者インターナショナル）日本会議・DPI女性障害者ネットワーク「優生保護法改正を求める要望書」（1996年6月3日）（厚生労働省「旧優生保護法関係資料の保管状況調査の結果について」（平成30年9月6日）【厚生労働省の保管する資料】6.その他の資料⑥-92, pp.1133-1134.）

⁴² 『朝日新聞』1996.6.9

⁴³ 日本障害者協議会「優生保護法の見直しについての要望書」（1996年6月3日）、全国精神障害者家族会連合会「優生保護法改正案の成立のお願い」（平成8年6月3日）、同「緊急要望書『優生保護法』改訂成立について」（平成8年6月10日）（厚生労働省「旧優生保護法関係資料の保管状況調査の結果について」（平成30年9月6日）【厚生労働省の保管する資料】6.その他の資料⑥-89, ⑥-90, ⑥-93, pp.1127, 1128, 1135.）

⁴⁴ 全国青い芝の会総連合会「優生保護法改正に関する要望／渡海紀三郎衆議院議員宛」（1996年6月13日）（『編集復刻版 優生保護法関係資料集成 第2期 市民運動編 第8巻』六花出版, 2021, p.296.）

保護相談所は廃止する、④附則に検討条項を設ける案が示された⁴⁵。

与党内の協議はほぼ改正後の法律の題名に絞られたが、女性議員を中心に「母性」を用いることへの忌避感が強い反面、「不妊手術及び人工妊娠中絶に関する法律」については不妊手術や人工妊娠中絶を奨励するような印象を与えるとの意見があり、「妊娠に係る女性の健康の保護等に関する法律」については法律が規定する不妊手術、人工妊娠中絶は女性の健康の保護についてのものでないとの考えがあった。

こうした中、法律が避妊・不妊・中絶に関わる、すなわち「母体」に対するものと解されることから、「母性」とするよりも、ということで⁴⁶、「母体」保護法とする案が急遽浮上した。清水澄子参議院議員事務所作成の「優生保護法問題のこれまでの経過」には、同月12日から13日にかけての夜中に「母体」が登場し、「母体」保護法という法律名に対し、自民党の清水嘉与子参議院議員は反対、南野知恵子参議院議員は賛成という手書きのメモが残されている⁴⁷。

同月13日、与党政策調整会議の三座長の間で、法律の題名を「母体保護法」とすること、参議院においてリプロダクティブ・ヘルス/ライツについての附帯決議を行うこと、与党政策調整会議直属の女性の健康の権利等の法制度検討プロジェクトチーム（仮称）を設置すること、附則の検討規定は設けないことで合意された⁴⁸。しかし、同日午後5時から開かれた与党政策調整会議は介護保険をめぐる問題で紛糾し、優生保護法改正については結論が出ず、14日の与党政策調整会議において、前日の三座長の合意事項（与党確認事項）とともに了承された⁴⁹。

3 法案の概要及び審議経過

優生保護法の一部を改正する法律案（第136回国会衆法第15号）は、優生保護法の目的その他の規定のうち不良な子孫の出生を防止するという優生思想に基づく部分が障害者に対する差別となっていること等に鑑み、所要の規定を整備しようとするもので、①法律の題名を優生保護法から母体保護法に改め、法律の目的中「優生上の見地から不良な子孫の出生を防止するとともに」を「不妊手術及び人工妊娠中絶に関する事項を定めること等により」に改める、②「優生手術」の語を「不妊手術」に改め、遺伝性疾患等の防止のための手術及び精神病者等に対する本人の同意によらない手術に関する規定を削除する、③遺伝性疾患等の防止のための人工妊娠中絶に係る規定を削除する、④都道府県優生保護審査会及び優生保護相談所を廃止することを主な内容とし、公布の日から起算して3月を経過した日から施行することとされた。

同法律案は、第136回国会の平成8年6月14日、衆議院厚生委員会から提出され、同日、衆議院本会議において全会一致で可決、同月17日に参議院厚生委員会において全会一致で可決された。

⁴⁵ 「優生保護法の一部を改正する法律案について（与党厚生調整会議及び与党福祉PT三座長試案）」（平成8年6月10日）（『編集復刻版 優生保護法関係資料集成 第2期 市民運動編 第8巻』六花出版, 2021, p.288.）

⁴⁶ 南野知恵子「優生保護法の一部改正について」『看護』49巻1号, 1997.1, p.215.

⁴⁷ 清水澄子事務所「優生保護法問題のこれまでの経過」（1996.6.12）（『編集復刻版 優生保護法関係資料集成 第2期 市民運動編 第8巻』六花出版, 2021, p.285.）

⁴⁸ 女（わたし）のからだから'82 優生保護法改悪阻止連絡会「きんきゅうニュース'96 『母体保護法』成立」（1996.6.18）（『編集復刻版 優生保護法関係資料集成 第2期 市民運動編 第8巻』六花出版, 2021, p.301.）

⁴⁹ 清水澄子事務所「優生保護法問題のこれまでの経過」（1996.6.12）（『編集復刻版 優生保護法関係資料集成 第2期 市民運動編 第8巻』六花出版, 2021, p.285.）、堂本暁子「優生保護法をめぐる国会速報」（6月13日号、6月17日号）（『編集復刻版 優生保護法関係資料集成 第2期 市民運動編 第8巻』六花出版, 2021, pp.297, 299.）

衆議院、参議院ともに委員会で同法案に対する質疑は行われなかったが、法案の提出に先立つ与党内の合意を踏まえ、参議院厚生委員会は以下の附帯決議を全会一致で付している。

優生保護法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

平成8年6月17日

参議院厚生委員会

政府は、次の事項について、適切な措置を講ずべきである。

一、この法律の改正を機会に、国連の国際人口開発会議で採択された行動計画及び第四回世界女性会議で採択された行動綱領を踏まえ、リプロダクティブヘルス・ライツ（性と生殖に関する健康・権利）の観点から、女性の健康等に関わる施策に総合的な検討を加え、適切な措置を講ずること。

右決議する。

同法案は、同月18日に参議院本会議で多数で可決、成立した。なお、採決に際し7人の女性議員が、女性の健康をいかに守るかという本来の法案の理念がねじ曲げられている、女性にとっても大事な問題なのに1分の審議もなしに国会に提出された等を理由に退席したと報じられている⁵⁰。

そして、優生保護法の一部を改正する法律（平成8年法律第105号）は同月26日に公布、同年9月26日に施行され、優生保護法は母体保護法となった。

同法案成立後、青い芝の会神奈川県連合会は、これまで優生保護法撤廃を叫び続けてきたにもかかわらず、放置し続けてきたことに抗議と謝罪を求める声明文を公表し、全国青い芝の会は、今回の改定は、一部障害者の御用団体の被害者意識を利用し、自民党が進めた結果であり、障害者団体としては到底納得できるものではなく、改定の主旨、採決のやり方などを考えれば差別的表現の表面的削除である「臭いものにふた」をする差別的姿勢がある等の見解を示した⁵¹。

一方、女（わたし）のからだから'82優生保護法改悪阻止連絡会及びDPI女性障害者ネットワークは連名で、「母体保護法」の名称に抗議し、長年の優生政策への謝罪を政府に求めるとともに、墮胎罪をなくし、母体保護法に代わる女性のための政策、法律を要望する旨の「優生保護法改正、母体保護法に関する声明文」を公表した⁵²。また、日本家族計画連盟は、「母体保護法」（優生保護法の一部改正法）に対する要望書を提出し、「優生」に関する部分の削除は、遅きに失した感があるとはいえ、評価すべきは当然としつつ、①国会での議決が審議なしに行われたこと、②名称が母体保護法に変更されたこと、③リプロダクティブ・ヘルス／ライツの

⁵⁰ 『毎日新聞』1996.6.19

⁵¹ 日本脳性マヒ者協会「青い芝の会」神奈川県連合会「『優生保護法』改訂に関する声明文」（1996年6月18日）、全国青い芝の会「優生保護法改定に関する見解書」（1996年6月19日）（『編集復刻版 優生保護法関係資料集 第2期 市民運動編 第8巻』六花出版, 2021, pp.310, 312.）

⁵² 女（わたし）のからだから'82優生保護法改悪阻止連絡会・DPI女性障害者ネットワーク「優生保護法改正、母体保護法に関する声明文」（1996年6月20日）（厚生労働省「旧優生保護法関係資料の保管状況調査の結果について」（平成30年9月6日）【厚生労働省の保管する資料】6.その他の資料⑥-94, p.1136.）

理念が反映されなかったことは問題であるとして、できるだけ近い将来「母体保護法」の抜本的見直しが行われることを要望した⁵³。

また、第136回国会閉会後の平成8年9月12日の参議院決算委員会において、堂本暁子議員が、母体保護法への改正について、「多くの女性は長い間刑法の墮胎罪とか優生保護法の廃止を求めてきたわけですが、女性にとってそういう意味で非常に重い意味を持ったこの法律が、女性の主張を全く聞くこともなく、審議されることもなく、国会では、実際に国会に上程されてからわずか3日、土日を除けば3日という形で衆参を通過してしまうというもう本当に信じられない形で通りました。このプロセスは非常に非民主的だった」、「この大きな法律を一切審議することもなく通したということは、大変これは残念なことだと言わざるを得ません。なぜならば、ナチスの断種法をもとにしてつくられた優生保護法でどれだけ女性そして障害者が半世紀にわたって、50年間にわたって人権を侵害されてきたか。その事実が、何らこの国会の場で何一つ一秒たりとも問題にされなかった。それを検証もしない、反省もしない、謝罪もしない、何にもない。らい予防法については大臣は謝罪されました。だけれども、この不妊手術を受けた障害者が誰一人これで謝罪されたでしょうか。どれだけ苦しんだ女たちに対しての謝罪があったでしょうか。何にもございませぬ。それで、ここできちっとした検証がなかったからこそ、これだけ新しい時代性の中でどういうふうに女性の保健が、どういうふうに女性の健康が守られなければならないのか、どのようにして国際的な合意の中で日本がきちんと女性の政策を厚生省が確立しなきゃならないのかということがきちっと担保されないのだと私は思います」⁵⁴と述べている。

女性の健康等の問題については与党の政策調整会議直属の検討チームを設け検討することとされていたが、自民党のメンバーが決まらないまま、平成8年9月27日、衆議院は解散した⁵⁵。そして、同年10月の第41回衆議院議員総選挙の結果を受けて11月7日に第2次橋本内閣が誕生し、社民党と新党さきがけは閣外協力に転じた。

III 母体保護法改正等をめぐる動き

1 平成12年（第13次）改正と法改正をめぐる議論

平成12年7月31日の受胎調節実地指導員による医薬品販売の特例期限到来を控え、第147回国会の平成12年2月1日、参議院本会議における施政方針演説に対する代表質問において、村上正邦議員は、生命の尊厳は人類社会の最も根源的な問題と述べた上で、母体保護法の経済的理由の条項の削除について見解を質した。これに対し、小淵恵三内閣総理大臣は、「生命の尊厳を守るために生命を尊重する気風を醸成していくことは政治の重要な課題である」としつつ、「人工妊娠中絶の問題については、胎児の生命尊重、女性の自己決定についての考え方などをめぐり、国民各層に多様な意見が存在いたしております。また、国際的にも対応は分かれ

⁵³ 日本家族計画連盟「『母体保護法』（優生保護法の一部改正法）に対する要望書」（1996年7月1日）（厚生労働省「旧優生保護法関係資料の保管状況調査の結果について」（平成30年9月6日）【厚生労働省の保管する資料】6.その他の資料⑥-95, pp.1137-1139.）

⁵⁴ 第136回国会参議院決算委員会会議録閉会後第6号、平8.9.12, p.29.

⁵⁵ 『朝日新聞』1996.10.9

ているものと承知をいたしております。国民個々人の倫理観、道徳観、宗教観とも深く関係しており、国民各層における議論の深まりが重要であると考えております」と答弁した⁵⁶。

一方、日本母性保護産婦人科医会は、平成8年の優生保護法改正時の附帯決議においてリプロダクティブ・ヘルス／ライツの観点からの総合的な検討が盛り込まれたことも踏まえ、「母体保護法の問題点と多胎減数手術」について法制検討委員会において検討を行い、同委員会の答申案を修正した第1次案を平成11年8月付でまとめた。さらに、同第1次案のインターネットでの公表、公聴会の開催やその後の検討を経て、平成12年3月26日に提言を取りまとめた。その内容は、母体保護法の改定に向け、母体保護法の人工妊娠中絶の定義に「母体内において胎児を消滅させる場合」を追加し、多胎妊娠における胎児の減数手術を可能とするとともに、妊娠12週未満までは女性本人の同意だけで、女性の権利として任意の人工妊娠中絶を認め、12週以降の人工妊娠中絶については「妊娠の継続又は分娩が母体の健康を著しく害するおそれのある場合」との適応条項によるものとし、原則として配偶者の同意も必要とするが、最終的には女性本人の意思を優先するとするものであった。なお、当初の法制検討委員会答申案にあった「出生する子が不治又は致命的な場合に限って」容認するとした人工妊娠中絶の胎児条項については、胎児診断が未だ技術的に困難な場合が有り得ることや、障害があっても生命を尊重するとの立場に配慮し、第1次案の時点で盛り込まないこととされている⁵⁷。

こうした動きがある中、第147回国会において、都道府県知事の指定を受けて受胎調節を行う者が受胎調節を行うための医薬品を販売できる期限を5年延長する母体保護法の一部を改正する法律案が参議院国民福祉委員会から提出されることとなった。

平成12年4月27日、同法案の参議院国民福祉委員会における起草に際し、女性議員を中心に、リプロダクティブヘルス・ライツを踏まえた法整備の必要性、リプロダクティブ・ヘルス／ライツの理念の普及、女性の自己決定権に基づく健康支援等について質疑が行われ⁵⁸、国民福祉委員会から同法案を提出することを決定した後、以下の「女性の生涯を通じた健康の推進に関する決議」が行われた。

女性の生涯を通じた健康の推進に関する決議

平成12年4月27日
参議院国民福祉委員会

政府は、次の事項について、適切な措置を講ずるべきである。

- 一、国連の国際人口・開発会議で採択された行動計画及び第四回世界女性会議で採択された行動綱領を踏まえつつ、男女共同参画社会基本法による男女共同参画社会の実現に向け、リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康・権利）の観点から、女性の生涯を通じた身体的、精神的及び社会的な健康にかかわる総合的な施策を展開すること。
- 二、リプロダクティブ・ヘルス／ライツについて、正しい知識の普及に特に努めるとともに、

⁵⁶ 第147回国会参議院本会議録第3号，平12.2.1，pp.3-4, 9.

⁵⁷ 「日本母性保護産婦人科医会提言 女性の権利を配慮した母体保護法改正の問題点—多胎減数手術を含む—」『日母産婦人科医報』52巻5号，2000.5，付録 pp.2-4、『読売新聞』2000.3.27、『朝日新聞』2000.3.27

⁵⁸ 第147回国会参議院国民福祉委員会会議録第17号，平12.4.27，pp.1-10.

きめ細かな相談・指導体制の整備を図ること。

三、女性の主体的な避妊を図る観点から、技術の進歩など情勢の変化も踏まえつつ、受胎調節
実地指導員の養成・活用について検討を進めること。

四、高齢社会を迎えるに当たり、高齢女性の健康に特別に配慮した施策を推進するとともに、
そのための調査・研究を促進すること。

右決議する。

母体保護法の一部を改正する法律案（第147回国会参法第11号）は、28日、参議院本会議
で可決され、衆議院に送付され、衆議院では5月12日、厚生委員会で審議が行われた。委員会
では、各会派の女性議員から、受胎調節指導員の実地指導の実態、リプロダクティブ・ヘルス
／ライツや性教育についての学校教育における取組、望まない妊娠、中絶を持続的に減少させ
るためにリプロダクティブ・ヘルス／ライツの理念を貫いた具体的計画を策定する必要性等につ
いて質疑が行われ、同法案は可決され、以下の附帯決議を付された。そして、5月16日の衆
議院本会議において可決、成立した（平成12年法律第80号）。

母体保護法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

平成12年5月12日

衆議院厚生委員会

政府は、次の事項について、適切な措置を講ずるべきである。

- 一 国連の国際人口・開発会議で採択された行動計画及び第四回世界女性会議で採択された行
動綱領を踏まえ、男女共同参画社会基本法による男女共同参画社会の実現に向けて、リプロ
ダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康・権利）の観点から、女性の生涯を通
じた身体的、精神的及び社会的な健康にかかわる総合的な施策を展開すること。
- 二 リプロダクティブ・ヘルス／ライツについて、女性のライフ・ステージに対応して正しい
知識の普及に努めるとともに、きめ細かな相談・指導体制の整備を図ること。
- 三 女性の主体的な避妊を図る観点から、技術の進歩など情勢の変化も踏まえ、受胎調節実地
指導員の養成・活用について検討を進めること。
- 四 高齢社会を迎えるに当たり、高齢女性の健康に特別に配慮した施策を推進するとともに、
そのための調査・研究を促進すること。

2 参議院共生社会に関する調査報告

一方、リプロダクティブ・ヘルス／ライツの観点からの法整備に関しては、平成13年6月、
参議院共生社会に関する調査会からの提言がなされている。

平成10年8月から「男女等共生社会の構築に向けて」をテーマに調査を行っていた参議院
共生社会に関する調査会は、3年間の調査期間の中で、「配偶者からの暴力の防止及び被害者
の保護に関する法律」の立法化の検討を進めるとともに、最終年となる3年目の調査項目を「女
性の自立のための環境整備に関する件」と決定し、平成12年の第150回国会では「生涯にわた
る女性の健康支援」について、参考人からの意見聴取・質疑、対政府質疑、委員間の自由討議

を行った。

平成13年6月20日、同調査会は、共生社会に関する調査報告を取りまとめ、女性の自立のための環境整備について7項目の提言を行った。その冒頭に女性のリプロダクティブ・ヘルス／ライツを視座に入れた総合的な施策の充実を掲げ、リプロダクティブ・ヘルス／ライツを保障する観点から新たな法整備を含め幅広い検討を行う必要がある等とした。

参議院共生社会に関する調査会 共生社会に関する調査報告（平成13年6月20日）（抜粋）

第IV 女性の自立のための環境整備についての提言

男女等共生社会は、女性も男性も性別にかかわらず、すべての個人の人権が尊重され、その個性と能力を十分に発揮した多様な生き方を可能とする社会であり、その構築は二十一世紀の最重要課題である。今後は、男女共同参画社会基本法の理念に基づき、男女共同参画基本計画を着実に実施していくとともに、社会経済システムのあらゆる分野において、男女共生の視点に立った施策の検討が求められている。

特に、女性が的確な自己決定に基づき、生涯を通じて健康を享受し、経済的にも社会的にも自立していくための環境整備は、真に男女が共生する社会の構築のための重要な要件となるものである。しかし、我が国においてはなお、リプロダクティブ・ヘルス／ライツの理念の浸透が十分ではなく、男女の多様な生き方に中立的でない社会制度の存在も指摘されているほか、女性は雇用面においても、仕事と育児・介護との両立支援の面においても、十分な環境の下に置かれているとは言い難い。

こうした観点から、本調査会は女性の自立のための環境整備について、広範な論議を行い、問題点の発掘やとるべき対策について理解を深めてきた。

これらの取組を経て、本調査会として当面する課題について、次のとおり提言する。

一 女性のリプロダクティブ・ヘルス／ライツを視座に入れた総合的な施策の充実

- 1 妊娠、出産等に対する女性の自己決定権を確立するため、避妊・不妊等に係る相談・情報窓口の増設を図るとともに、墮胎罪を始め、女性の健康に関する法制度について、リプロダクティブ・ヘルス／ライツを保障する観点から新たな法整備を含め幅広い検討を行う必要がある。
- 2 働きながら子どもを産み育てることのできる環境や、女性の生涯にわたる健康を支援する体制を構築するため、リプロダクティブ・ヘルス・ケアを行う専門家の増加と質の向上、養成プログラムの見直し、女性特有の疾病対策、女性労働者の健康対策、更年期以降の健康支援等の施策を充実させる必要がある。
- 3 リプロダクティブ・ヘルス／ライツを推進するため、学校及び社会における科学的で公正な情報の提供、ジェンダーによる差別の解消及び性の多様性の尊重を重視した適切な性教育の実施が必要である。また、十代の望まない妊娠を防ぐため、学校及び地域において避妊に関する情報提供やプライバシーに配慮した身近な相談体制の確立等適切な対応を行う必要がある。

3 平成17年以降の母体保護法改正

その後、平成17年、22年には、都道府県知事の指定を受けて受胎調節を行う者が受胎調節を行うための医薬品を販売できる期限を5年延長する母体保護法の一部を改正する法律案がいずれも参議院厚生労働委員会から提出され、可決、成立した（第14次、第15次改正）（平成17年法律第90号及び平成22年法律第46号）。

また、平成23年には、通常の一般社団法人となる都道府県医師会について、引き続き人工妊娠中絶を行うことができる医師の指定を行わせるとともに、厚生労働大臣は、当該指定に関し必要があると認めるときは、当該医師会に対し報告を求め、又は助言若しくは勧告をすることができることとする母体保護法の一部を改正する法律案が衆議院厚生労働委員会から提出され、可決、成立した（第16次改正）（平成23年法律第75号）。

平成18年の公益法人制度改革（平成20年12月1日に公益法人制度改革関連3法が施行）によって、従来の社団法人は、施行後5年間の経過措置の期間に公益社団法人か一般社団法人に移行することとなった。同時に、関係法律の整備法⁵⁹において母体保護法第14条が改正され、人工妊娠中絶を行う医師の指定機関が「社団法人たる」都道府県医師会から「公益社団法人たる」都道府県医師会に改められた。

このため、都道府県医師会が一般社団法人への移行を選択した場合には、移行した時点で母性保護法に基づく指定医師の指定権を失うこととなった。しかし、日本医師会が行った「公益法人制度改革」への対応に関するアンケート（平成22年10月）調査結果によれば、新制度下における各都道府県医師会の移行先について、「公益社団法人」と回答した医師会が13（前年13）、「非営利徹底型一般社団法人」と回答した医師会が10（前年6）、「非営利徹底型一般社団法人へ移行した後に公益認定を目指す」と回答した医師会が5（前年6）、「検討中」と回答した医師会が19（前年22）であり⁶⁰、都道府県のうち15か所で母体保護法指定医師を指定できない事態が生じることが予測された。日本医師会及び日本産婦人科医会は、半世紀以上にわたり都道府県医師会が母体保護法指定医師の指定という社会的使命を果たしてきた実績を正当に評価すべきであり、公益、一般の法人の形態にかかわらず、従来どおり都道府県医師会が指定権限を堅持すべきと主張し、厚生労働省、与野党国会議員と交渉を重ねた。その過程では都道府県医師会という民間団体に指定権を付与することの是非等が議論されたが、最終的には両会の主張に沿った形で、一般社団法人を選択した都道府県医師会が引き続き医師の指定を行えるよう附則で特例を規定することで決着した⁶¹。

⁵⁹ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）

⁶⁰ 日本医師会「『公益法人制度改革』への対応に関するアンケート（平成22年10月）調査結果」<https://www.med.or.jp/dl-med/teireikaiken/20101222_3.pdf>

⁶¹ 今村定臣「母体保護法改正について」『日本産婦人科医会報』63巻7号, 2011.7, pp.1-2.